

寄 監 発 第 1 8 号
令和 5 年 8 月 2 5 日

寄居町長 峯岸 克明 様

寄居町監査委員 花輪 敏男

寄居町監査委員 吉田 正美

令和 4 年度寄居町一般会計、特別会計及び事業会計の決算、基金の運用状況並びに健全化判断比率等に係る審査意見書の提出について
(報告)

このことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 2 項、第 2 4 1 条第 5 項、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 2 項及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項、第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和 4 年度寄居町一般会計、特別会計及び事業会計の決算、基金の運用状況、健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和4年度寄居町各会計決算審査意見書

1 審査の対象

- (1) 令和4年度寄居町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和4年度寄居町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和4年度寄居町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和4年度寄居町公設浄化槽事業特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和4年度寄居町水道事業会計利益の処分及び決算
- (6) 令和4年度寄居町下水道事業会計利益の処分及び決算
- (7) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
- (8) 各会計決算付属書類

2 審査の期間

令和5年8月8日（火）、9日（水）、10日（木）の3日間

3 審査の手続

審査に付された令和4年度寄居町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、成果説明書並びに水道・下水道事業会計決算報告書類について、決算計数に誤りはないか、予算執行は関係法令及び予算議決の趣旨に沿って的確かつ効率的になされているか、出納事務並びに財産の取得、管理及び処分は適正に処理されているか等を主眼に、関係職員の説明を聴取しつつ、あわせて例月出納検査及び定例監査の結果も参考に、慎重に審査を実施した。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果並びにその算定の基礎となる報告書類が適正に作成されているか等を主眼として審査を行った。

4 審査結果

令和4年度寄居町各会計決算及び付属書類等は、いずれも関係法令の規定に準拠して作成され、その計数は、関係諸帳簿と符合し正確であると認められる。

また、予算の執行についても、適正であると認められる。

公有財産、物品及び基金のそれぞれの増減については、関係諸帳簿と照合した結果、その計数は、正確で、適正に管理、運用されているものと認められる。

審査に付された令和4年度の地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率及び第22条第1項の規定に基づく資金不足比率報告書並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていたものと認められる。

「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、いずれの比率とも早期健全化基準を下回り、「実質公債費比率」は3.2%で前年度より0.2ポイント改善し、「将来負担比率」は12.5%で、前年度より11.6ポイント改善し、いずれも良好な状態であると認められる。

審査に付された水道事業会計、下水道事業会計及び公設浄化槽事業特別会計の「資金不足比率」及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

各事業会計とも資金の不足は生じておらず、いずれも良好な状態であると認められる。

令和4年度の決算の状況は、以下のとおりである。

一般会計は、歳入決算額137億5179万9千円、歳出決算額129億4800万8千円である。歳入歳出差引額（形式収支）は8億379万1千円で、翌年度へ繰り越すべき財源4885万円を差し引いた実質収支は7億5494万1千円の黒字決算となった。

特別会計は、令和2年度から下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の2会計について地方公営企業法の財務適用が行われ公営企業会計へ移行し、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び公設浄化槽事業特別会計の3会計全体で、歳入総額42億5372万7千円、歳出総額41億2265万9千円で、歳入歳出差引残額は1億3106万8千円となった。

（1）一般会計

一般会計の歳入合計は、前年度比3.2%増、歳出合計は、前年度比6.2%増、ともに増加となったが、この主な要因は、歳入では町税や繰越金が増加したこと、歳出では新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金や価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金を財源とした様々な給付事業等を行ったことによるものである。

歳入のうち町税の決算額は、対前年度比5.3%増の52億2399万7千円となり、歳入全体の構成比率では38.0%（対前年度比0.8ポイント増）となり、歳入区分別構成比は、前年度と同様に最大の割合を占め、町税決算額もピークであった平成26年度の54億6763万9千円と比較すると2億4364万2千円下回るものの、令和元年度以来3年ぶりに50億円の台を回復し、歴代第2位の町税決算額となった。

税目別では、町民税、固定資産税などすべての税目で増収となり、特に、事業所の新たな設備投資や倉庫などの課税客体の増加による固定資産税の伸びが目立っている。

町税については、納税者の利便性向上など、従来から収納率の向上に取り組んでいるところであるが、財産調査において電子化による預貯金取引照会システム（pipitLINQ）を導入し、調査期間の短縮を図るなど事務の効率化

を図っている。

令和4年度の町税の収納率は98.41%（県内63市町村中30位）で、前年度と比較すると0.17ポイント上昇した。なお、現年課税分の徴収強化により現年度分については、99.43%で納税率順位は15位（前年度33位）に向上している。

令和4年度の不納欠損額は、753万2千円（前年度1192万1千円）、収入未済額は、7669万6千円（前年度7678万8千円）で、ともに改善傾向にある。

国庫支出金は、価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金などが増加したが、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費などの補助金が減額となり、21億9623万8千円（対前年度比16.9%減）と大幅な減少となった。

国庫支出金が大幅に減少したことにより、一般財源比率は72.1%（1.7ポイント増）自主財源比率は51.6%（4.8ポイント増）と依存財源の占める割合が若干減少した。

歳出決算総額に占める町税、分担金及び負担金、使用料、手数料その他の自主財源額の割合を示す自主財源比率は、平成29年度56.8%、30年度54.9%、令和元年度49.7%、2年度39.1%、3年度46.8%と推移したが、4年度は51.6%に改善している。

決算剰余（欠損）の状況を標準財政規模との比較で表した実質収支比率は9.8%（対前年度4.0ポイント減）となった。

この比率が高いほど財政にゆとりがあるとされるが必ずしも高ければ高いほど財政運営が良好とは言えず、標準財政規模の3～5%がのぞましいとされている。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が前年度比3.5ポイント上昇し、80.7%となったが、一般的には、町村にあっては70%程度に収まるのが妥当とされており、75%を超える場合には、財政構造が弾力性を失いつつあると考えられているので留意すべきである。

令和4年度末の町債現在高は、102億1324万3千円で、前年度に比べ、2億2091万3千円減少している。令和4年度の発行額は、寄居駅前拠点整備事業、寄居駅周辺街路整備事業、消防団車両更新事業など6億1520万7千円（対前年度比10.1%減）であった。

なお、普通交付税の代替財源として財源不足を補填する臨時財政対策債1億8290万7千円（前年度比64.2%減）が発行された。

歳入については、自主財源の一層の充実を図る観点から、企業誘致の推進による雇用の創出・拡大はもとより、ポストコロナを見据えた需要喚起や地域経済の復興、町有資産の有効利用、使用料及び手数料等の受益者負担の適正化、滞納対策の強化など、あらゆる歳入確保策に取り組み、本町の持続可能性を高めつつ、堅固な財政基盤の構築に努められるよう要望する。

令和4年度は、第6次寄居町総合振興計画後期基本計画のスタート年度に

当たることから、甚大化する自然災害やデジタル化、カーボンニュートラルの実現などの潮流を踏まえ、「教育施策の充実強化」「女性の活躍推進」「健康長寿」の3つの重点施策に「中心市街地の活性化」「企業誘致の推進」「移住・定住の促進」の3つのテーマが加えられ、前期基本計画の総仕上げに向け施策・事業が展開され、一部で繰越事業が生じたものの概ね事業目的に沿って事業が実施されたところである。

各事業については、基本計画の目標値を達成した事業・施策がある一方、整備後の施設利用状況からは工夫・改善すべきものや多額の不用額を生じた事業もあり、限られた財源を効果的・効率的に活用するため、事業の必要性・規模等、「選択と集中」の観点からの検討が必要である。

また、義務的経費としての扶助費については、国の施策などで年度により大きな変動があるが、総額及び一般会計の構成割合とも増加傾向にあり、自主財源の占める割合は比較的低いものの、高齢化の急激な進行などによる影響などに留意する必要がある。

町民の「健康長寿」は、為政者の関心事であり、本町の主要重点施策の一つであるが、平均寿命、65歳健康寿命、65歳要介護認定率などの健康指数は、男女とも低位にとどまっており、令和3年度データでは、県内63市町村中、平均寿命40位（男性）、57位（女性）、65歳健康寿命は54位（男性）、63位（女性）、65歳要介護認定率は、23位（男性）、8位（女性）となっている。65歳要介護認定率については、改善傾向を示しているが、健康寿命などは低位にとどまっており、「健康長寿のまち県下ナンバー1」の目標の達成に向けた関係施策の強化と自主的・自発的な特定健康診査を促すなどの取り組みが求められる。

超高齢・人口減少社会の影響は、本町も例外ではない。今後、様々な行政課題に対応するためには、多額の財政需要が見込まれる。事業・施策の有効性や効率性については十分に検証し、費用対効果を基本として、無駄を徹底排除しながら不断に事務事業を見直すことで、現下の課題に的確に対応するよう要望する。

また、長期にわたり継続されている各種調査及び事務事業については、一部で見直しが行われたが、引き続き状況の変化等を踏まえ、必要性を精査し、簡素・合理化を検討されたい。

（2）特別会計

国民健康保険特別会計は、平成30年度から県と市町村が共同で運営を行うことになり、また、令和2年度から国民健康保険税の税率改正が行われたことなどから、令和4年度の収支状況は、1億2250万円の黒字決算となった。

歳入では、国民健康保険税の収納率の改善に努め、現年課税分の上昇率は県内1位の実績となった。

しかし、被保険者の減少による国民健康保険税の減少や一般会計からの赤字補填目的の法定外繰入金が令和5年度で終了することなどから歳入の確保策が課題となっている。

また歳出では、国民健康保険事業費納付金など収支に影響が大きい費目の動向に加えて、全県的な被保険者負担の平準化に向けた国民健康保険税(料)の賦課方式の統一化や収納率の自治体間格差の是正への対応などのほか、本町独自の保健事業の扱いなどの課題が残されている。

後期高齢者医療特別会計は、高齢化に伴い被保険者及び加入率とも増加している。後期高齢者の医療は、一般会計からの後期高齢者医療事業の療養給付費負担金(令和4年度3億3475万7千円)及び国、県の公費負担での約5割、現役世代からの後期高齢者支援金の約4割並びに高齢者の保険料1割で賄われており、高齢化の進展に伴いさらに負担金等の公費負担が増加することは避けがたい。

公設浄化槽事業特別会計は、下水道事業や合併処理浄化槽設置整備推進事業とあいまって、水質汚濁防止のため公設浄化槽を設置するもので、事業対象区域内の対象者851件の内66件に対するPR活動を積極的に行ったが、様々な事情から設置件数が伸び悩んでいる。

令和6年度からの公営企業会計移行のため準備が「寄居町公設浄化槽事業地方公営企業法適用基本方針書」に基づき進められており、公営企業会計移行後の管理体制や手法などについて早急な検討が必要である。

(3) 公営企業会計

水道事業会計については、年間総配水量459万8555 m^3 、(前年度比2.2%増)年間有収水量430万7111 m^3 (前年度比2.2%増)でいずれも前年度を上回った。有収率は前年度と同率の93.7%となった。

令和4年度は大口利用者の使用量が増加したものの、人口減少等による水需要の減少や大口需要者の使用水量の減少傾向は今後も継続し、また施設の老朽化対策や石綿管の更新などの資本的支出が増加していくことが見込まれる。

経営指標の一つである経常収支比率は、健全経営の水準とされる100%を上回る、110.04%であった。

また、料金の妥当性を示すとされる料金回収率は、103.95%で、事業に必要な費用を給水収益で賄える状況とされる100%を上回っているが、電力料金の増大など動力費や修繕料の割合が増加しており、今後の動向等を注視する必要がある。

水道は必須の生活インフラであり「寄居町水道事業経営戦略」や「寄居町水道施設整備計画」を踏まえ、計画的に災害に強い施設・設備を行うとともに、事業の効率化や合理化を推進し、今後とも、健全経営に努められたい。

下水道事業会計は、令和2年度から下水道事業特別会計と農業集落排水事

業特別会計が公営企業会計に移行し、会計処理が行われている。

年間処理水量は、公共下水道事業が112万8754m³、農業集落排水事業が21万3267m³となり、有収水量は、公共下水道事業が102万7670m³、農業集落排水事業が19万2536m³となった。

経営指標の経常収支比率は、公共下水道事業については年々改善されており、令和4年度は103.52%になり、経費回収率についても令和4年度は前年度同様の100.00%と、概ね使用料で回収すべき経費を賄っているが、農業集落排水事業については、経常収支比率は100%を上回ったものの、経費回収率は100%を大きく下回る54.83%にとどまり、他会計などからの支援が必要な状況にある。

また、公共下水道事業と農業集落排水事業の一体的管理や下水・排水の下水道等への接続勧奨など一層の事業運営の効率化に向けた取り組みを要望する。

(4) まとめ

令和4年度決算は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や国際情勢の変化による燃料価格などの物価高騰など経済情勢の不透明感が色濃く反映されるものとなった。

また、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが、5類感染症に分類され、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、自主的な取り組みをベースとした対応とされたところであるが、新型コロナウイルスによる生活様式や経済活動への影響は依然として解消に至らず、医療福祉関連等の義務的経費の増加など先が見通せない状況にある。

さらに、生産年齢人口の減少が見込まれ、教育や子育て環境の充実、健康づくりや高齢者の介護予防、公共施設の老朽化対策、激甚化する自然災害への対応等に加え、行政事務のデジタル化の推進や脱炭素社会への転換など、あらゆる行政分野で財政需要が拡大することが予想される。

本町を取り巻く様々な社会経済状況や人口動向などを的確にとらえ、事務事業の見直しによる経費の節減・合理化を前提に、優先度や緊急度、費用対効果等を勘案し、成果を重視した「選択と集中」を図ることで、行政コストの削減、歳入の確保などに積極的に取り組むなど、限られた財源を新たな時代に即した効果的な施策に振り向け、将来世代に過度な負担を先送りしない持続可能な行財政運営を実現するよう要望する。

収入未済額の縮減については、収納対策の強化、債権管理の取り組みによって縮減傾向にあるが、財源確保や負担の公平性を保つ上で重要な課題である。町税のほか民生費負担金（保育所保護者負担金）、土木使用料（町営住宅使用料）、貸付金元利収入（住宅資金貸付金）等については、滞納者ごとに効果的かつ効率的な対策を講じ、未収金の解消を行う必要がある。

また不納欠損処理を行う場合は、滞納者ごとに実態・事情を把握し、適切に事務処理を行うことを徹底されたい。

また、各課（局・室）の所掌事務、事業別決算については、それぞれ審査する中で意見や要望等を申し上げたので事務事業を執行する際の参考とされたい。

平成30年度から5か年の計画で進めてきた中心市街地活性化事業は、都市機能の増進及び経済活力の向上等を総合的かつ一体的に推進し、街づくりと地域経済の活性化を目指すものである。

本町にとっては新たなスタートラインであり、「新しい風」を呼び込みたいものである。